

## 防災集団移転住宅団地 一般募集申込みにあたっての注意事項

### 1 土地売買契約等に関する留意事項

#### (1) 契約・登記にかかる費用について

収入印紙は契約者において購入してください。

登記申請は市が行いますが、登録免許税は契約者の負担となります。

#### (2) 下水道（漁業集落排水）の分岐負担金について

中赤崎地区、永浜地区、崎浜地区に関しては、契約時に土地代金とあわせてお支払いください。

### 2 住宅建築に当たって

#### (1) 宅地の面積等について

図面の面積は、実測面積（小数第2位）を記載しています。土地売買契約は、実測面積（小数第2位）が契約面積となります。

#### (2) 宅地の地盤高について

宅地は現況の地盤高での引き渡しとなります。地盤高を変更する場合は、契約者の負担で施工していただくことになります。

#### (3) 建築物等の基礎について

建築物の基礎構造は、建築業者等が地盤調査を行い、建築物の構造に適合する基礎構造（べた基礎、布基礎、杭基礎等）を建築士が定めることとされています。

調査により地盤補強工事等が必要となった場合の費用は、契約者の負担となります。あらかじめ建築業者等にご確認のうえ、建築物の基礎構造及び工事等の費用をご検討下さい。

#### (4) 隣接境界への塀等の設置について

塀等を設置する場合は、ご自身の敷地内（隣接境界の内側）に設置してください。隣接境界を跨いで塀等を設置することはできませんのでご注意ください。

#### (5) 汚水桝・雨水桝・水道止水栓について

取り出しの位置は現地でご確認のうえ工事に着手してください。

位置・高さ・管の口径の変更は原則できませんので、事前にご確認のうえ建築計画を行ってください。

なお、やむを得ず位置等を変更する場合は、契約者の負担となります。

#### (6) 宅地境界杭について

住宅の建築工事のほか、フェンス等の外構工事の際は、宅地境界杭を動かさずに施行してください。

#### (7) ゴミ集積所について

ゴミ集積所は、付近住民の方との共同利用となり、清掃等の維持管理は共同で行っていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

(8) その他

- 契約後の土地の管理は契約者の責任においてお願いします。
- 雑草の繁茂等がないように、環境維持に努めてください。
- 建築工事等を行う際は、周辺住民の方へのご迷惑とならないよう、粉塵・騒音への配慮をお願いします。
- 道路への土砂流出や側溝・境界杭等を破損しないよう注意してください。工事施工業者にも指導徹底をお願いいたします。万一、施設を損傷した場合は、契約者が責任をもって復旧して頂くこととなります。
- 地域公民館活動等へのご理解とご協力をお願いします。